

## (2)会議、名簿、議事録の公開、非公開について

審議会の運営について、規則に定めるもののほかは、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。(規則第 30 条)

## ○会議

景観法に基づく景観に関する条例を定めている県内市町の審議会は、会議を原則公開としている。

千葉県景観審議会は、千葉県情報公開条例第 8 条(行政文書の開示義務)により、原則公開としている。

## ○ホームページ上における審議会名簿、会議録の公開状況

(景観法に基づいて景観に関する条例を定めている県内市町)

市町村名	名簿	会議録			(参考)条例の施行日
			委員の掲載	発言者の掲載	
市川市	有	無	—	—	平成 18 年 7 月 1 日
我孫子市	有	有	有	有	平成 18 年 11 月 1 日
柏市	有	有	有	無	平成 20 年 4 月 1 日
流山市※	—	—	—	—	平成 20 年 4 月 1 日
市原市	無	有	有	無	平成 21 年 4 月 1 日
浦安市	有	有	有	無	平成 21 年 7 月 1 日
船橋市	有	有	有	無	平成 22 年 7 月 1 日
千葉市	有	有	有	有	平成 23 年 8 月 1 日
松戸市	有	無	—	—	平成 23 年 6 月 1 日
茂原市	無	有 (結果のみ)	無	無	平成 25 年 4 月 1 日
成田市	無	有	有	無	平成 26 年 4 月 1 日
袖ヶ浦市	有	有	有	有	平成 26 年 4 月 1 日
鎌ヶ谷市	無	無	—	—	平成 27 年 7 月 1 日
大網白里市	無	無	—	—	平成 26 年 10 月 1 日
山武市	—	—	—	—	平成 27 年 10 月 1 日

※ 流山市は、都市計画審議会において、景観計画の変更などの案件を審議している。

また、景観アドバイザーが、法第 16 条第 3 項の勧告、法第 17 条第 1 項及び第 5 項の命令、景観重要建造物、景観重要樹木の指定、条例第 13 条勧告、景観まちづくり団体の登録について技術的、専門的な助言を行う。

## 山武市情報公開条例（抜粋）

### （公文書の開示義務）

第6条 実施機関は、前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）があったときは、開示請求に係る公文書に次条に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求をしたものに対し、当該公文書を開示しなければならない。

### （非開示情報）

第7条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、当該公文書の開示をしないことができる。

- （1） 法令又は条例（以下「法令等」という。）の定めるところにより、又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣等の指示により、公にすることができないと認められる情報
- （2） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - ア 法令等の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
  - イ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職、氏名及び当該職務内容に係る部分
  - ウ 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
- （3） 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位若しくは事業運営上の地位その他正当な利益が明らかに損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - ア 人の生命、身体又は健康を事業活動によって生ずる危害から保護するため、開示することが必要であると認められる情報
  - イ 人の財産又は生活を違法又は不当な事業活動によって生ずる支障から保護するため、開示することが必要であると認められる情報
  - ウ ア又はイに掲げる情報のほか、これらに準ずるものとして開示することが公益上必要であると認められる情報
- （4） 開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるもの
- （5） 市と国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人その他公共団体若しくは公共的団体（以下「国等」という。）との間における協力、協議、依頼等により実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、市と国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの
- （6） 市の機関内部又は市と国等の機関が行う事務事業について、その意思形成過程における審議、検討、調査、研究等に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生じると認められるもの
- （7） 市又は国等が行う監査、検査、争訟、交渉、契約、試験、調査、研究、人事管理、現業の事業経営その他の事務事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるもの